

オ 受水槽のマンホールの状態

不適合の内訳は図 3-(4)-13 に示すように、屋内設置は「容易に開閉」が 5.9%、「防水密閉型」が 5.4%と平均値を上回っており、「立ち上がり」が 0.5%であった。また、屋外設置については「防水密閉型」が 4.9%、「容易に開閉」が 3.6%と平均値を上回り、「立ち上がり」が 0.6%となっている。

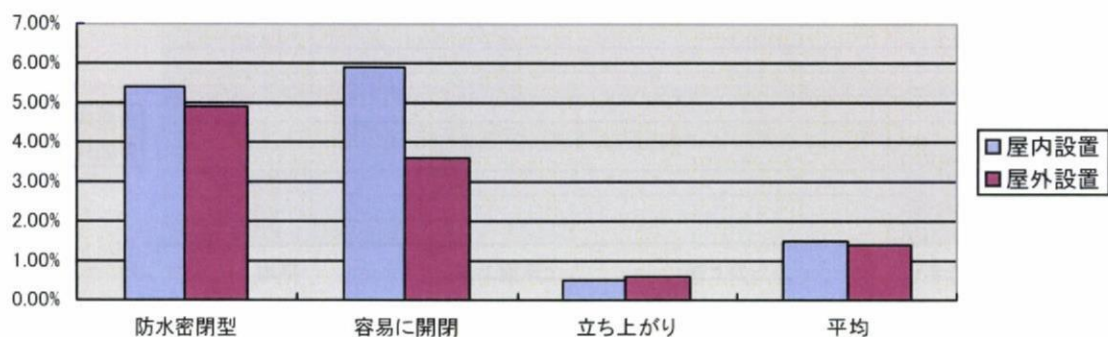


図 3-(4)-13 「受水槽マンホールの状態」の不適合率

カ 受水槽のオーバーフロー管の状態

不適合の内訳は図 3-(4)-14 に示すように、屋内設置は「逆流防止の距離」の 5.4%、「防虫網の確認・有無」の 2.5%が平均値を上回っており、「網目の大きさ」が 1.0%、「排水管と直接連結」が 0.5%、「有害なものが入らない」については不適合事例がなかった。また、屋外設置は「逆流防止の距離」が 4.2%、「防虫網の確認・有無」が 2.3%と平均値を上回り、「網目の大きさ」が 1.4%、「有害なものが入らない」及び「排水管と直接連結」が 0.5%となっている。

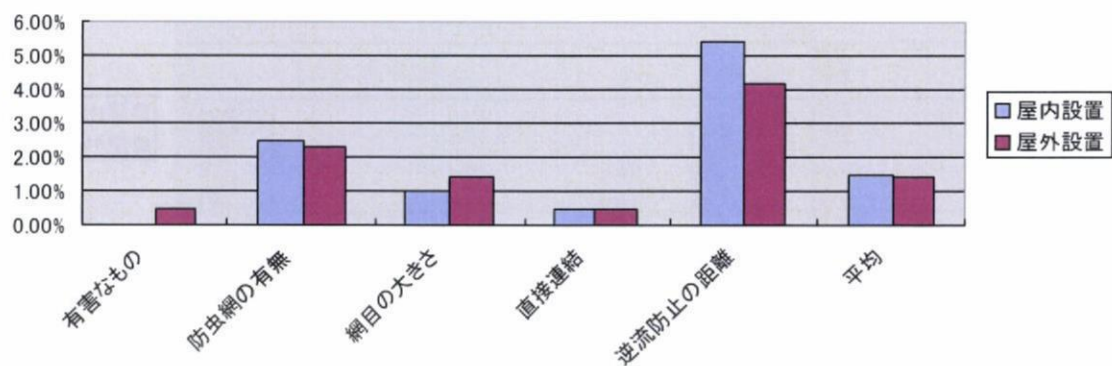


図 3-(4)-14 「受水槽オーバーフロー管の状態」の不適合率

キ 受水槽の通気管の状態

不適合の内訳は図 3-(4)-15 に示すように、屋内設置は「防虫網の有無」が 3.9%、「網目の大きさ」が 2.9%と平均値を上回っており、「有害なものが入らない」が 1.5%、「有効断面積」については不適合事例がなかった。また、屋外設置については「防虫網の有無」が 5.0%、「有害なものが入らない」が 4.2%、「網目の大きさ」が 4.0%と平均値を上回り、「有効断面積」については不適合事例がなかった。

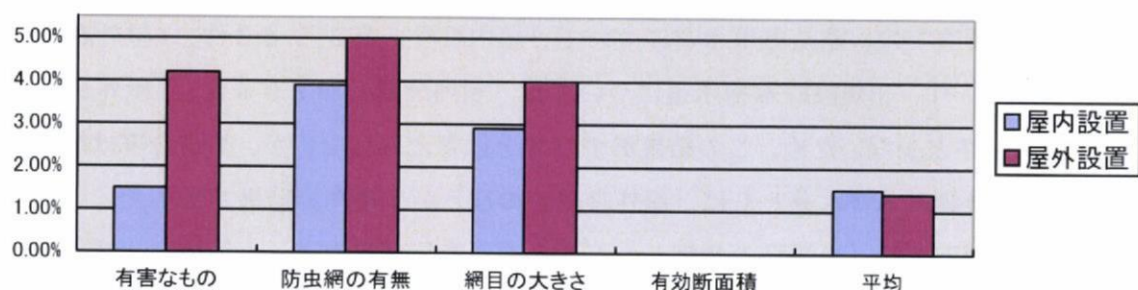


図 3-(4)-15 「受水槽通気管の状態」の不適合率

ク 受水槽の水抜管の状態

不適合の内訳は図 3-(4)-16 に示すように、屋内設置は「間接排水」が 4.9%で「直接排水」が 0.5%であった。また、屋外設置については「間接排水」が 3.8%で「直接排水」が 2.3%であった。

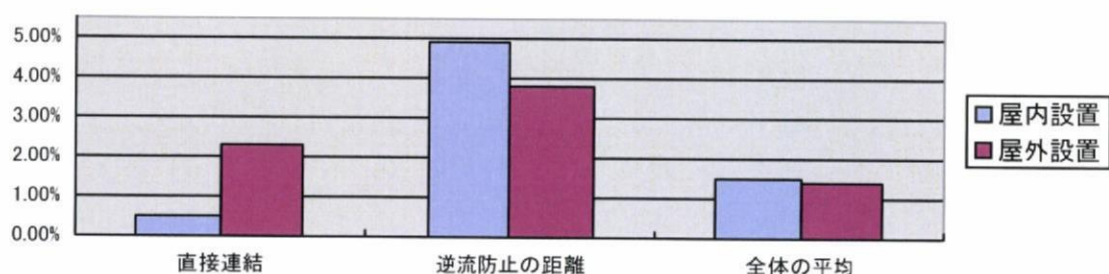


図 3-(4)-16 「受水槽水抜管の状態」の不適合率

ケ 給水管等の状態

屋内設置及び屋外設置の「配管設備と連結」と「設備の中を貫通」については不適合事例がなかった。

コ 水質検査

水質検査項目の不適合率は、屋内設置は「色度」が1.5%で、「臭気」、「味」、「色」、「濁度」及び「残留塩素」については不適合事例がなかった。また、屋外設置については「色度」が0.8%、「残留塩素」が0.3%で、「臭気」、「味」、「色」及び「濁度」は不適合事例がなかった。

(3) まとめ

今回の調査では、簡易専用水道について「屋内設置」が2,943件、「屋外設置」が10,271件、小規模貯水槽水道については「屋内設置」が204件、「屋外設置」が1,012件と少ないため、この結果がすべてとは考えられないが、不適合率は簡易専用水道、小規模貯水槽水道ともに「屋外設置」のほうがやや高い結果であった。

検査事項別では「通気管の状態」の不適合率が簡易専用水道、小規模貯水槽水道ともに「屋外設置」の方が高い傾向だった。次に判定基準項目別の「外壁の塗装の劣化」をみると、簡易専用水道は「屋内設置」が0.1%、「屋外設置」が0.9%と「屋外設置」の方が高かった。また、小規模貯水槽水道についても「屋内設置」が全て適合であったのに対し、「屋外設置」は1.3%が不適合であった。

4. 調査研究結果からみた実態

(1) 貯水槽の材質・設置年数別不適合状況に関する調査

本調査は、平成18年度の簡易専用水道及び小規模貯水槽水道の検査の結果について、屋外に設置されている貯水槽を対象に材質別、設置年数別に不適合状況の調査を実施した。

(1) 調査対象及び調査方法

- ① 設置場所 : 屋外
- ② 貯水槽別 : 受水槽及び高置水槽
- ③ 材質別 : FRP製、ステンレス鋼板製、鋼板製及び鉄筋コンクリート製
- ④ 設置年数別 : 0～5年、6～10年、11～15年、16～20年、21～25年、26～30年及び31年以上
- ⑤ 調査件数 : 簡易専用水道2775件(うち高置水槽設置数1446件)、小規模貯水槽水道192件(うち高置水槽設置件数100件)

(2) 調査結果

簡易専用水道及び小規模貯水槽水道の材質別・設置年数別の調査結果は、表1～表12のとおりである。これらの結果より、簡易専用水道における高置水槽設置率は52.8%、小規模貯水槽水道における高置水槽設置率は52.1%であった。また、材質別の設置数〔()内は設置率〕及び不適合数〔()内は不適合率〕は次のとおりであった。

① 簡易専用水道受水槽

- ア) FRP製 : 1954件(70.4%) うち不適合数753件(38.5%)
- イ) ステンレス鋼板製 : 85件(3.1%) うち不適合数32件(37.6%)
- ウ) 鋼板製 : 58件(2.1%) うち不適合数32件(55.2%)
- エ) 鉄筋コンクリート製 : 678件(24.4%) うち不適合数269件(39.7%)

② 簡易専用水道高置水槽

- ア) FRP製 : 1409件(97.4%) うち不適合数682件(48.4%)
- イ) ステンレス鋼板製 : 36件(2.5%) うち不適合数25件(69.4%)
- ウ) 鋼板製 : 10件(0.7%) うち不適合数9件(90.0%)
- エ) 鉄筋コンクリート製 : 11件(0.8%) うち不適合数5件(45.5%)

③ 小規模貯水槽水道受水槽

- ア) FRP製 : 161件(83.9%) うち不適合数91件(56.5%)
- イ) ステンレス鋼板製 : 10件(5.2%) うち不適合数7件(70.0%)
- ウ) 鋼板製 : 4件(2.1%) うち不適合数4件(100.0%)
- エ) 鉄筋コンクリート製 : 17件(8.9%) うち不適合数14件(82.4%)

④ 小規模貯水槽水道高置水槽

- ア) FRP 製 : 98 件 (98.0%) うち不適合数 71 件 (72.4%)
- イ) ステンレス鋼板製 : 2 件 (2.0%) うち不適合数 2 件 (100.0%)
- ウ) 鋼板製 : 0 件 (0.0%) うち不適合数 0 件 (0.0%)
- エ) 鉄筋コンクリート製 : 0 件 (0.0%) うち不適合数 0 件 (0.0%)

このうち10年以内に設置された貯水槽は、簡易専用水道で568件、小規模貯水槽水道で59件あり、簡易専用水道における高置水槽設置率は6.0%、小規模貯水槽水道における高置水槽設置率は0.0%であった。

また、材質別の設置数〔()内は設置率〕及び不適合数〔()内は不適合率〕は次のとおりであった。

①簡易専用水道受水槽

- ア) FRP 製 : 512 件 (90.1%) うち不適合施設 100 件 (19.5%)
- イ) ステンレス鋼板製 : 27 件 (4.8%) うち不適合施設 6 件 (22.2%)
- ウ) 鋼板製 : 8 件 (1.4%) うち不適合施設 1 件 (12.5%)
- エ) 鉄筋コンクリート製 : 21 件 (3.7%) うち不適合施設 3 件 (14.3%)

②簡易専用水道高置水槽

- ア) FRP 製 : 32 件 (94.1%) うち不適合施設 11 件 (34.4%)
- イ) ステンレス鋼板製 : 2 件 (5.9%) うち不適合施設 1 件 (50.0%)
- ウ) 鋼板製 : 0 件 (0.0%) うち不適合施設 0 件 (0.0%)
- エ) 鉄筋コンクリート製 : 0 件 (0.0%) うち不適合施設 0 件 (0.0%)

③小規模貯水槽水道受水槽

- ア) FRP 製 : 53 件 (89.8%) うち不適合施設 19 件 (35.8%)
- イ) ステンレス鋼板製 : 5 件 (8.5%) うち不適合施設 2 件 (40.0%)
- ウ) 鋼板製 : 1 件 (1.7%) うち不適合施設 1 件 (100%)
- エ) 鉄筋コンクリート製 : 0 件 (0.0%) うち不適合施設 0 件 (0.0%)

④小規模貯水槽水道高置水槽

- ア) FRP 製 : 0 件 (0.0%) うち不適合施設 0 件 (0.0%)
- イ) ステンレス鋼板製 : 0 件 (0.0%) うち不適合施設 0 件 (0.0%)
- ウ) 鋼板製 : 0 件 (0.0%) うち不適合施設 0 件 (0.0%)
- エ) 鉄筋コンクリート製 : 0 件 (0.0%) うち不適合施設 0 件 (0.0%)

以上のことより、全調査の設置件数と10年以内設置件数を比較すると、

- ① 高置水槽設置率は、簡易専用水道で52.8%から6.0%に、小規模貯水槽水道では52.1%から0.0%に減少していた。
- ② 受水槽における材質別設置率及び不適合率は
 - ア) FRP製において、簡易専用水道では設置率は、70.4%から90.1%に増加し、不適合率は38.5%から19.5%に減少していた。小規模貯水槽水道では設置率は、83.9%から89.8%に増加し、不適合率は56.5%から34.4%に減少していた。
 - イ) ステンレス鋼板製において、簡易専用水道では設置率は、3.1%から4.8%に増加し、不適合率は37.6%から22.2%に減少していた。小規模貯水槽水道では設置率は、5.2%から8.5%に増加し、不適合率は70.0%から40.0%に減少していた。
 - ウ) 鋼板製において、簡易専用水道では設置率は、2.1%から1.4%に減少し、不適合率は55.2%から12.5%に減少していた。小規模貯水槽水道では設置率は、2.1%から1.7%に減少し、不適合率は100%から100%であった。
 - エ) 鉄筋コンクリート製において、簡易専用水道では設置率は、24.4%から3.7%に減少し、不適合率は39.7%から14.3%に減少していた。小規模貯水槽水道では設置率は、8.9%から0.0%に減少し、不適合率は82.4%から0.0%に減少していた。

以上の結果より、各材質において、簡易専用水道、小規模貯水槽水道共に不適合率は全設置年数に比し最近10年以内では不適合率は減少し、材質別ではFRP製貯水槽設置率が増加していることがわかる。

次にこれらの結果を、水槽本体に関係する各検査事項・各判定基準別に設置年数、材質別で不適合率を比較すると、図4-(1)-1~24のとおりであった。これらの図より、総体的に設置後10年以上経過した水槽において不適合と判定されているケースが多く、材質的にはFRP製にこの傾向が多く見られた。特に図4-(1)-17~20において、判定基準である「4.水槽内部の状態 ③外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。」という項目でFRP製水槽の経年的劣化傾向が顕著に見られた。

(3) まとめ

今回の調査は、限られた地域の調査であり、材質別、設置年数別による不適合状況に地域差が多少はあると考えられるが、設置年数（使用年数）が長いほど、又、材質別ではFRP製の水槽に経年的劣化傾向が見られた。

今後これらの調査結果等を参考に、材質別に耐用年数、補修等メンテナンスの部位及

び補修等メンテナンスの時期等についてのガイドラインが作成されることが望ましい。

また、ガイドラインが作成されることにより、貯水槽水道施設の維持管理のより一層の向上が期待できると考える。

表4-(1)-1 簡易専用水道受水槽 (FRP)

検査事項	判定基準	設置年数	不適合件数							不適合率													
			0~5	6~10	11~15	16~20	21~25	26~30	31~	0~5	6~10	11~15	16~20	21~25	26~30	31~							
			調査件数							154	358	419	351	230	223	219	154	358	419	351	230	223	219
			不適合件数							36	64	163	153	107	122	108	36	64	163	153	107	122	108
不適合率 (%)							23.4	17.9	38.9	43.6	46.5	54.7	49.3	23.4	17.9	38.9	43.6	46.5	54.7	49.3			
1. 水槽周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。	1	1	2	5	6	6	8	0.6	0.3	0.5	1.4	2.6	2.7	3.7								
	清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。	1	6	11	11	10	10	13	0.6	1.7	2.6	3.1	4.3	4.5	5.9								
	水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	3	2	11	8	3	3	4	1.9	0.6	2.6	2.3	1.3	1.3	1.8								
2. 水槽本体の状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。	1	0	1	1	0	0	1	0.6	0.0	0.2	0.3	0.0	0.0	0.5								
	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。	2	9	18	29	11	11	8	1.3	2.5	4.3	8.3	4.8	4.9	3.7								
	雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。	0	0	2	3	2	2	4	0.0	0.0	0.5	0.9	0.9	0.9	1.8								
	水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密封されていること。	1	8	1	8	3	3	0	0.6	2.2	0.2	2.3	1.3	1.3	0.0								
3. 水槽上部の状態	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。	2	5	11	11	8	8	15	1.3	1.4	2.6	3.1	3.5	3.6	6.8								
	水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0								
	水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	4	4	7	10	0	0	0	2.6	1.1	1.7	2.8	0.0	0.0	0.0								
4. 水槽内部の状態	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。	0	0	5	2	3	3	2	0.0	0.0	1.2	0.6	1.3	1.3	0.9								
	掃除が定期的に行われていることが明らかであること。	1	2	7	11	4	4	1	0.6	0.6	1.7	3.1	1.7	1.8	0.5								
	外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。	0	1	3	7	4	4	9	0.0	0.3	0.7	2.0	1.7	1.8	4.1								
	当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0								
	流入口と流出口が近接していないこと。	0	0	0	2	1	1	0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.4	0.4	0.0								
5. 水槽のマンホール状態	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0								
	ふたが防水密封型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。	2	2	22	20	19	19	12	1.3	0.6	5.3	5.7	8.3	8.5	5.5								
	点検等を行う者以外の方が容易に開閉できないものであること。	0	1	2	1	0	0	3	0.0	0.3	0.5	0.3	0.0	0.0	1.4								
6. 水槽のオーバーフロー管の状態	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0								
	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	0	0	2	1	0	0	0	0.0	0.0	0.5	0.3	0.0	0.0	0.0								
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	2	2	8	3	5	5	2	1.3	0.6	1.9	0.9	2.2	2.2	0.9								
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	2	2	8	2	5	5	2	1.3	0.6	1.9	0.6	2.2	2.2	0.9								
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0								
7. 水槽の通気管の状態	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること。	5	5	10	7	4	4	4	3.2	1.4	2.4	2.0	1.7	1.8	1.8								
	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	1	3	21	7	7	7	2	0.6	0.8	5.0	2.0	3.0	3.1	0.9								
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	1	6	41	25	10	10	10	0.6	1.7	9.8	7.1	4.3	4.5	4.6								
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	0	5	37	23	9	9	9	0.0	1.4	8.8	6.6	3.9	4.0	4.1								
	通気管として十分な有効断面積を有するものであること。	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0								
8. 水槽の水抜管の状態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	7	1	10	14	7	7	7	4.5	0.3	2.4	4.0	3.0	3.1	3.2								
	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること。	23	16	29	33	18	18	19	14.9	4.5	6.9	9.4	7.8	8.1	8.7								
9. 給水管等の状態	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0								
	水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0								
10. 臭気	異常な臭気が認められないこと。	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0								
11. 味	異常な味が認められないこと。	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0								
12. 色	異常な色が認められないこと。	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0								
13. 色度	五度以下であること。	1	5	8	11	8	8	12	0.6	1.4	1.9	3.1	3.5	3.6	5.5								
14. 濁度	二度以下であること。	0	0	0	1	1	1	0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.4	0.4	0.0								
15. 残留塩素	検出されること。	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0								

表4-(1)-2 簡易専用水道受水槽（ステンレス鋼板）

検査事項	判定基準	設置年数	不適合件数							不適合率						
			0~5	6~10	11~15	16~20	21~25	26~30	31~	0~5	6~10	11~15	16~20	21~25	26~30	31~
			調査件数	10	17	9	7	0	15	27	10	17	9	7	0	15
不適合件数		4	2	1	3	0	8	14	4	3	1	3	0	8	14	
不適合率 (%)		40.0	11.8	11.1	42.9	---	53.3	51.9	40.0	17.6	11.1	42.9	---	53.3	51.9	
1. 水槽周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。	0	0	0	0	---	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	---	0.0	0.0	
	清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。	0	0	0	1	---	0	3	0.0	0.0	0.0	14.3	---	0.0	11.1	
	水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	0	0	0	0	---	0	3	0.0	0.0	0.0	0.0	---	0.0	11.1	
2. 水槽本体の状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。	0	0	0	0	---	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	---	0.0	0.0	
	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。	0	0	0	0	---	1	1	0.0	0.0	0.0	0.0	---	6.7	3.7	
	雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。	0	0	0	0	---	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	---	0.0	0.0	
	水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密封されていること。	0	0	0	0	---	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	---	0.0	0.0	
3. 水槽上部の状態	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。	0	0	0	2	---	0	0	0.0	0.0	0.0	28.6	---	0.0	0.0	
	水槽のふたの上には他の設備機器等が置かれていないこと。	0	0	0	0	---	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	---	0.0	0.0	
	水槽の上床盤の上には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	0	0	0	0	---	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	---	0.0	0.0	
4. 水槽内部の状態	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。	0	0	0	0	---	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	---	0.0	0.0	
	掃除が定期的に行われていることが明らかであること。	0	0	0	0	---	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	---	0.0	0.0	
	外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。	0	0	0	0	---	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	---	0.0	0.0	
	当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。	0	0	0	0	---	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	---	0.0	0.0	
	流入口と流出口が近接していないこと。	0	0	0	0	---	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	---	0.0	0.0	
	水中及び水栓に異常な浮遊物質が認められないこと。	0	0	0	0	---	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	---	0.0	0.0	
	ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	0	0	0	0	---	2	0	0.0	0.0	0.0	0.0	---	13.3	0.0	
5. 水槽のマンホール状態	点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。	0	0	0	0	---	1	1	0.0	0.0	0.0	0.0	---	6.7	3.7	
	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	0	0	0	0	---	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	---	0.0	0.0	
	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	0	0	0	0	---	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	---	0.0	0.0	
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	1	0	0	0	---	0	2	10.0	0.0	0.0	0.0	---	0.0	7.4	
6. 水槽のオーバーフロー管の状態	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	1	0	0	0	---	0	2	10.0	0.0	0.0	0.0	---	0.0	7.4	
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	0	0	0	0	---	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	---	0.0	0.0	
	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること。	1	0	0	1	---	0	2	10.0	0.0	0.0	14.3	---	0.0	7.4	
	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	1	0	0	0	---	2	1	10.0	0.0	0.0	0.0	---	13.3	3.7	
7. 水槽の通気管の状態	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	0	0	0	0	---	0	2	0.0	0.0	0.0	0.0	---	0.0	7.4	
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	0	0	0	0	---	0	2	0.0	0.0	0.0	0.0	---	0.0	7.4	
	通気管として十分な有効断面積を有するものであること。	0	0	0	0	---	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	---	0.0	0.0	
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	0	0	0	0	---	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	---	0.0	0.0	
8. 水槽の水抜管の状態	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	0	2	0	1	---	1	4	0.0	11.8	0.0	14.3	---	6.7	14.8	
	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。	0	0	0	0	---	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	---	0.0	0.0	
9. 給水管等の状態	水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。	0	0	0	0	---	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	---	0.0	0.0	
	異常な臭気が認められないこと。	0	0	0	0	---	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	---	0.0	0.0	
10. 臭気	異常な臭気が認められないこと。	0	0	0	0	---	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	---	0.0	0.0	
11. 味	異常な味が認められないこと。	0	0	0	0	---	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	---	0.0	0.0	
12. 色	異常な色が認められないこと。	0	0	0	0	---	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	---	0.0	0.0	
13. 色度	五度以下であること。	0	0	0	0	---	0	2	0.0	0.0	0.0	0.0	---	0.0	7.4	
14. 濁度	二度以下であること。	0	0	0	0	---	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	---	0.0	0.0	
15. 残留塩素	検出されること。	0	0	0	0	---	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	---	0.0	0.0	

表4-(1)-3 簡易専用水道受水槽（鋼板）

検査事項	判定基準	設置年数	不適合件数						不適合率														
			0～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～	0～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～							
			調査件数						3	5	2	1	10	22	15	3	5	2	1	10	22	15	
			不適合件数						0	1	0	0	8	12	11	0	1	0	0	8	12	11	
不適合率 (%)						0.0	20.0	0.0	0.0	80.0	54.5	73.3	0.0	20.0	0.0	0.0	80.0	54.5	73.3				
1. 水槽周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。		0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4.5	13.3	
	水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 水槽本体の状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。		0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6.7
	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。		0	0	0	0	0	2	9	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20.0	40.9	20.0	
	雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10.0	0.0	0.0	
3. 水槽上部の状態	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。		0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30.0	0.0	0.0	
	水槽のふたの上には他の設備機器等が置かれていないこと。		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
	水槽の上床盤の上には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
4. 水槽内部の状態	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等掃除が定期的に行われていることが明らかであること。		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	流入口と流出口が近接していないこと。		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水中及び水面上に異常な浮遊物質が認められないこと。		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。		0	0	0	0	1	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10.0	4.5	26.7	
5. 水槽のマンホールの状態	点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6. 水槽のオーバーパイプの状態	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること。		0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10.0	4.5	0.0	
	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10.0	0.0	0.0	
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。		0	1	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10.0	0.0	13.3	
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。		0	1	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10.0	0.0	13.3	
	通気管として十分な有効断面積を有するものであること。		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。		0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20.0	0.0	13.3	
7. 水槽の通気管の状態	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流の防止に十分な距離であること。		0	1	0	0	2	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20.0	4.5	33.3	
	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
8. 水槽の水抜管の状態	水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
	異常な臭気が認められないこと。		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
9. 臭気	異常な臭気が認められないこと。		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
10. 味	異常な味が認められないこと。		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
11. 色	異常な色が認められないこと。		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
12. 色度	五度以下であること。		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10.0	0.0	0.0	
13. 濁度	二度以下であること。		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
14. 残留塩素	検出されること。		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	

表4-(1)-4 簡易専用水道受水槽（鉄筋コンクリート）

検査事項	判定基準	設置年数	不適合件数							不適合率													
			0～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～	0～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～							
			調査件数							5	16	30	52	103	163	309	5	16	30	52	103	163	309
			不適合件数							2	1	5	13	32	66	150	2	1	5	13	32	66	150
不適合率（％）							40.0	6.3	16.7	25.0	31.1	40.5	48.5	40.0	6.3	16.7	25.0	31.1	40.5	48.5			
1. 水槽周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。		0	0	0	0	0	0	0	3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0						
	清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。		0	0	0	0	1	0	11	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	3.6							
	水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。		0	0	0	0	0	0	5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6							
2. 水槽本体の状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。		0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0							
	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。		0	0	0	0	2	3	3	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9	1.8	1.0							
	雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。		0	0	0	0	0	0	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3							
	水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密封されていること。		0	0	1	0	1	0	8	0.0	0.0	3.3	0.0	1.0	0.0	2.6							
3. 水槽上部の状態	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。		0	0	0	0	2	1	6	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9	0.6	1.9							
	水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。		0	0	0	0	0	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6								
	水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。		0	1	0	0	0	0	8	0.0	6.3	0.0	0.0	0.0	0.0	2.6							
4. 水槽内部の状態	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。		0	0	0	0	0	0	4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3							
	掃除が定期的に行われていることが明らかであること。		0	0	1	0	0	1	3	0.0	0.0	3.3	0.0	0.0	0.6	1.0							
	外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。		0	0	0	0	0	0	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3							
	当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。		0	0	0	0	0	0	3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0							
	流入口と流出口が近接していないこと。		0	0	0	0	0	0	3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0							
	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。		0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0							
5. 水槽のマンホールの状態	ふたが防水密封型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。		1	0	2	0	6	7	35	20.0	0.0	6.7	0.0	5.8	4.3	11.3							
	点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。		0	0	0	0	4	4	22	0.0	0.0	0.0	0.0	3.9	2.5	7.1							
	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。		0	0	0	1	1	6	11	0.0	0.0	0.0	1.9	1.0	3.7	3.6							
6. 水槽のオーバーフロー管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。		0	0	0	0	0	0	6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9							
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。		0	0	0	1	2	8	11	0.0	0.0	0.0	1.9	1.9	4.9	3.6							
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。		0	0	0	1	3	6	11	0.0	0.0	0.0	1.9	2.9	3.7	3.6							
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。		0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0							
	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること。		0	1	0	0	0	4	6	0.0	6.3	0.0	0.0	0.0	2.5	1.9							
	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。		0	0	1	5	13	11	20	0.0	0.0	3.3	9.6	12.6	6.7	6.5							
7. 水槽の通気管の状態	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。		1	1	1	2	11	18	16	20.0	6.3	3.3	3.8	10.7	11.0	5.2							
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。		1	1	1	1	10	16	11	20.0	6.3	3.3	1.9	9.7	9.8	3.6							
	通気管として十分な有効断面積を有するものであること。		0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0							
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。		0	0	0	1	3	9	5	0.0	0.0	0.0	1.9	2.9	5.5	1.6							
8. 水槽の水抜管の状態	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流の防止に十分な距離であること。		0	1	0	5	4	17	7	0.0	6.3	0.0	9.6	3.9	10.4	2.3							
	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。		0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0							
9. 給水管等の状態	水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。		0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0							
	異常な臭気が認められないこと。		0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0							
10. 臭気	異常な臭気が認められないこと。		0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0							
11. 味	異常な味が認められないこと。		0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0							
12. 色	異常な色が認められないこと。		0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0							
13. 色度	五度以下であること。		0	0	0	0	5	1	17	0.0	0.0	0.0	0.0	4.9	0.6	5.5							
14. 濁度	二度以下であること。		0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0							
15. 残留塩素	検出されること。		0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0							

表4-(1)-5 簡易専用水道高置水槽 (FRP)

検査事項	判定基準	設置年数 調査件数	不適合件数							不適合率						
			0~5	6~10	11~15	16~20	21~25	26~30	31~	0~5	6~10	11~15	16~20	21~25	26~30	31~
			8	24	106	230	235	340	466	8	24	106	230	235	340	466
			不適合件数	6	5	48	110	107	170	236	6	5	48	110	107	170
不適合率 (%)	75.0	20.8	45.3	47.8	45.5	50.0	50.6	75.0	20.8	45.3	47.8	45.5	50.0	50.6		
1. 水槽周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。		0	0	0	2	1	2	5	0.0	0.0	0.0	0.9	0.4	0.6	1.1
	清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。		0	0	1	1	1	0	2	0.0	0.0	0.9	0.4	0.4	0.0	0.4
	水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。		0	0	0	0	0	0	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
2. 水槽本体の状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。		0	0	0	1	1	3	1	0.0	0.0	0.0	0.4	0.4	0.9	0.2
	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。		0	1	4	8	14	14	23	0.0	4.2	3.8	3.5	6.0	4.1	4.9
	雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。		0	0	0	7	4	7	1	0.0	0.0	0.0	3.0	1.7	2.1	0.2
	水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密封されていること。		0	0	2	1	0	0	6	0.0	0.0	1.9	0.4	0.0	0.0	1.3
3. 水槽上部の状態	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。		0	0	0	3	2	2	0	0.0	0.0	0.0	1.3	0.9	0.6	0.0
	水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。		0	0	0	0	0	1	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0
	水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。		0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
4. 水槽内部の状態	汚泥、ホコリ等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。		0	0	1	2	2	4	0	0.0	0.0	0.9	0.9	0.9	1.2	0.0
	掃除が定期的に行われていることが明らかであること。		0	0	1	5	0	0	1	0.0	0.0	0.9	2.2	0.0	0.0	0.2
	外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。		0	0	2	5	13	36	0	0.0	0.0	1.9	2.2	5.5	10.6	0.0
	当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。		0	0	0	0	0	1	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0
	流入口と流出口が近接していないこと。		0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。		0	0	0	0	0	1	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0
5. 水槽のマンホールの状態	ふたが防水密封型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。		1	0	3	15	20	21	53	12.5	0.0	2.8	6.5	8.5	6.2	11.4
	点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。		0	0	0	1	1	8	14	0.0	0.0	0.0	0.4	0.4	2.4	3.0
	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。		0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
6. 水槽のオーバーフロー管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。		0	0	1	0	0	1	1	0.0	0.0	0.9	0.0	0.0	0.3	0.2
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。		0	0	2	0	6	11	26	0.0	0.0	1.9	0.0	2.6	3.2	5.6
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。		0	0	2	0	6	10	27	0.0	0.0	1.9	0.0	2.6	2.9	5.8
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。		0	0	0	0	0	0	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4
	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること。		1	0	0	4	4	1	5	12.5	0.0	0.0	1.7	1.7	0.3	1.1
7. 水槽の通気管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。		0	0	2	6	2	2	10	0.0	0.0	1.9	2.6	0.9	0.6	2.1
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。		0	1	15	32	29	36	78	0.0	4.2	14.2	13.9	12.3	10.6	16.7
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。		0	1	15	30	29	36	76	0.0	4.2	14.2	13.0	12.3	10.6	16.3
	通気管として十分な有効断面積を有するものであること。		0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
8. 水槽の水技管の状態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。		0	0	0	0	1	0	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.2
	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること。		0	0	0	3	2	1	0	0.0	0.0	0.0	1.3	0.9	0.3	0.0
9. 給水管等の状態	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。		0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。		0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
10. 臭気	異常な臭気が認められないこと。		0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
11. 味	異常な味が認められないこと。		0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
12. 色	異常な色が認められないこと。		0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
13. 色度	五度以下であること。		0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
14. 濁度	二度以下であること。		0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
15. 残留塩素	検出されること。		0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

表4-(1)-6 簡易専用水道高置水槽（ステンレス鋼板）

検査事項	判定基準	設置年数	不適合件数						不適合率													
			0~5	6~10	11~15	16~20	21~25	26~30	31~	0~5	6~10	11~15	16~20	21~25	26~30	31~						
			調査件数						2	0	1	2	1	7	23	2	0	1	2	1	7	23
			不適合件数						1	0	1	1	1	7	14	1	0	1	1	1	7	14
不適合率 (%)						50.0	---	100	50.0	100	100	60.9	50.0	---	100	50.0	100	100	60.9			
1. 水槽周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。	0	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。	0	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	0	---	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4.3	
2. 水槽本体の状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。	0	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。	0	---	1	0	0	0	0	1	0	0	100	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.3		
	雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。	0	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。	0	---	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4.3	
3. 水槽上部の状態	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。	0	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。	0	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	0	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4. 水槽内部の状態	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。	0	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	掃除が定期的に行われていることが明らかであること。	0	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。	0	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。	0	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	流入口と流出口が近接していないこと。	0	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	0	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. 水槽のマンホールの状態	ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。	0	---	1	0	0	0	1	1	0	0	100	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	4.3				
	点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。	0	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がりしていること。	0	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6. 水槽のオーバーフロー管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	0	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	0	---	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	14.3	0.0				
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	0	---	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	14.3	0.0				
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	0	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること。	0	---	1	0	0	0	0	1	0	0	100	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.3				
7. 水槽の通気管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	0	---	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4.3			
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	0	---	0	0	0	0	4	8	0	0	0	0	0	0	57.1	34.8					
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	0	---	0	0	0	0	4	8	0	0	0	0	0	0	57.1	34.8					
	通気管として十分な有効断面積を有するものであること。	0	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
8. 水槽の水抜管の状態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	0	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	0	---	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	100	0.0	0.0	0.0					
9. 給水管等の状態	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。	0	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。	0	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
10. 臭気	異常な臭気が認められないこと。	0	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
11. 味	異常な味が認められないこと。	0	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
12. 色	異常な色が認められないこと。	0	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
13. 色度	五度以下であること。	0	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
14. 濁度	二度以下であること。	0	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
15. 残留塩素	検出されること。	0	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

表4-(1)-7 小規模貯水槽水道受水槽 (FRP)

検査事項	判定基準	設置年数 調査件数	不適合件数							不適合率						
			0~5	6~10	11~15	16~20	21~25	26~30	31~	0~5	6~10	11~15	16~20	21~25	26~30	31~
			11	42	9	21	24	26	28	11	42	9	21	24	26	28
			不適合件数	不適合率 (%)	不適合件数	不適合率 (%)	不適合件数	不適合率 (%)	不適合件数	不適合率 (%)	不適合件数	不適合率 (%)	不適合件数	不適合率 (%)	不適合件数	不適合率 (%)
1. 水槽周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。		0	1	0	0	1	2	1	0.0	2.4	0.0	0.0	4.2	7.7	3.6
	清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。		0	1	1	0	1	6	2	0.0	2.4	11.1	0.0	4.2	23.1	7.1
	水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。		0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2. 水槽本体の状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。		0	0	0	1	0	0	0	0.0	0.0	0.0	4.8	0.0	0.0	0.0
	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。		0	1	1	0	0	1	1	0.0	2.4	11.1	0.0	0.0	3.8	3.6
	雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。		0	0	0	2	0	2	0	0.0	0.0	0.0	9.5	0.0	7.7	0.0
3. 水槽上部の状態	水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密封されていること。		0	1	1	0	0	0	0	0.0	2.4	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。		1	2	0	4	0	2	1	9.1	4.8	0.0	19.0	0.0	7.7	3.6
	水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。		0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
4. 水槽内部の状態	水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。		0	0	0	1	0	1	0	0.0	0.0	0.0	4.8	0.0	3.8	0.0
	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剝離等が異常に存在しないこと。		0	0	0	2	0	1	0	0.0	0.0	0.0	9.5	0.0	3.8	0.0
	掃除が定期的に行われていることが明らかであること。		0	2	1	0	1	1	3	0.0	4.8	11.1	0.0	4.2	3.8	10.7
	外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。		0	0	0	0	1	2	3	0.0	0.0	0.0	0.0	4.2	7.7	10.7
	当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。		0	0	0	0	0	0	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.6
5. 水槽のマンホールの状態	流入口と流出口が近接していないこと。		0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。		0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。		0	0	2	3	4	2	0	0.0	0.0	22.2	14.3	16.7	7.7	0.0
	点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。		0	0	0	1	1	3	2	0.0	0.0	0.0	4.8	4.2	11.5	7.1
	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。		0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
6. 水槽のオーバーフロー管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。		0	0	1	1	0	0	0	0.0	0.0	11.1	4.8	0.0	0.0	0.0
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。		0	1	1	3	1	0	2	0.0	2.4	11.1	14.3	4.2	0.0	7.1
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐに十分なものであること。		0	1	0	2	1	0	2	0.0	2.4	0.0	9.5	4.2	0.0	7.1
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。		0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
7. 水槽の通気管の状態	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること。		1	2	0	4	1	1	0	9.1	4.8	0.0	19.0	4.2	3.8	0.0
	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。		0	1	0	1	0	2	0	0.0	2.4	0.0	4.8	0.0	7.7	0.0
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。		0	2	3	8	1	3	3	0.0	4.8	33.3	38.1	4.2	11.5	10.7
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐに十分なものであること。		0	2	2	8	0	2	3	0.0	4.8	22.2	38.1	0.0	7.7	10.7
8. 水槽の水抜管の状態	通気管として十分な有効断面積を有するものであること。		0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。		2	0	0	2	0	0	2	18.2	0.0	0.0	9.5	0.0	0.0	7.1
9. 給水管等の状態	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流の防止に十分な距離であること。		2	4	1	7	0	1	3	18.2	9.5	11.1	33.3	0.0	3.8	10.7
	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。		0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
10. 臭気	水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。		0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	異常な臭気が認められないこと。		0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
11. 味	異常な味が認められないこと。		0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	異常な色が認められないこと。		0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
12. 色	異常な色が認められないこと。		0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	五度以下であること。		1	0	0	2	0	2	1	9.1	0.0	0.0	9.5	0.0	7.7	3.6
13. 濁度	二度以下であること。		0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	検出されること。		0	0	0	0	2	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3	0.0	0.0

表4-(1)-8 小規模貯水槽水道受水槽（ステンレス鋼板）

検査事項	判定基準	設置年数	不適合件数						不適合率									
			0～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～	0～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～		
			調査件数		1	4	0	0	0	0	5	1	4	0	0	0	0	5
			不適合件数		1	1	0	0	0	0	5	1	1	0	0	0	0	5
不適合率 (%)		100	25.0	---	---	---	---	100	100	25.0	---	---	---	---	100			
1. 水槽周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。	0	0	---	---	---	---	0	0.0	0.0	---	---	---	---	0.0			
	清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。	0	0	---	---	---	---	0	0.0	0.0	---	---	---	---	0.0			
	水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	0	0	---	---	---	---	0	0.0	0.0	---	---	---	---	0.0			
2. 水槽本体の状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。	0	0	---	---	---	---	0	0.0	0.0	---	---	---	---	0.0			
	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。	0	0	---	---	---	---	0	0.0	0.0	---	---	---	---	0.0			
	雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。	0	0	---	---	---	---	0	0.0	0.0	---	---	---	---	0.0			
	水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。	0	0	---	---	---	---	0	0.0	0.0	---	---	---	---	0.0			
3. 水槽上部の状態	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。	0	0	---	---	---	---	0	0.0	0.0	---	---	---	---	0.0			
	水槽のふたの上には他の設備機器等が置かれていないこと。	0	0	---	---	---	---	0	0.0	0.0	---	---	---	---	0.0			
	水槽の上床盤の上には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	0	0	---	---	---	---	0	0.0	0.0	---	---	---	---	0.0			
4. 水槽内部の状態	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。	0	0	---	---	---	---	0	0.0	0.0	---	---	---	---	0.0			
	掃除が定期的に行われていることが明らかであること。	0	0	---	---	---	---	0	0.0	0.0	---	---	---	---	0.0			
	外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。	0	0	---	---	---	---	0	0.0	0.0	---	---	---	---	0.0			
	当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。	0	0	---	---	---	---	0	0.0	0.0	---	---	---	---	0.0			
	流入口と流出口が近接していないこと。	0	0	---	---	---	---	0	0.0	0.0	---	---	---	---	0.0			
	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	0	0	---	---	---	---	0	0.0	0.0	---	---	---	---	0.0			
5. 水槽のマンホールの状態	ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	0	0	---	---	---	---	0	0.0	0.0	---	---	---	---	0.0			
	点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。	0	0	---	---	---	---	0	0.0	0.0	---	---	---	---	0.0			
	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	0	0	---	---	---	---	0	0.0	0.0	---	---	---	---	0.0			
6. 水槽のオーバーフロー管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	0	0	---	---	---	---	1	0.0	0.0	---	---	---	---	20.0			
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	0	0	---	---	---	---	1	0.0	0.0	---	---	---	---	20.0			
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	0	0	---	---	---	---	0	0.0	0.0	---	---	---	---	0.0			
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	0	0	---	---	---	---	0	0.0	0.0	---	---	---	---	0.0			
	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること。	0	0	---	---	---	---	0	0.0	0.0	---	---	---	---	0.0			
7. 水槽の通気管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	0	0	---	---	---	---	2	0.0	0.0	---	---	---	---	40.0			
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	0	1	---	---	---	---	1	0.0	25.0	---	---	---	---	20.0			
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	0	1	---	---	---	---	0	0.0	25.0	---	---	---	---	0.0			
	通気管として十分な有効断面積を有するものであること。	0	0	---	---	---	---	0	0.0	0.0	---	---	---	---	0.0			
8. 水槽の水抜管の状態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	0	0	---	---	---	---	0	0.0	0.0	---	---	---	---	0.0			
	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること。	1	0	---	---	---	---	1	100	0.0	---	---	---	---	20.0			
9. 給水管等の状態	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。	0	0	---	---	---	---	0	0.0	0.0	---	---	---	---	0.0			
	水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。	0	0	---	---	---	---	0	0.0	0.0	---	---	---	---	0.0			
10. 臭気	異常な臭気が認められないこと。	0	0	---	---	---	---	0	0.0	0.0	---	---	---	---	0.0			
11. 味	異常な味が認められないこと。	0	0	---	---	---	---	0	0.0	0.0	---	---	---	---	0.0			
12. 色	異常な色が認められないこと。	0	0	---	---	---	---	0	0.0	0.0	---	---	---	---	0.0			
13. 色度	五度以下であること。	0	0	---	---	---	---	0	0.0	0.0	---	---	---	---	0.0			
14. 濁度	二度以下であること。	0	0	---	---	---	---	0	0.0	0.0	---	---	---	---	0.0			
15. 残留塩素	検出されること。	0	0	---	---	---	---	0	0.0	0.0	---	---	---	---	0.0			

表4-(1)-9 小規模貯水槽水道受水槽（鋼板）

検査事項	判定基準	設置年数	不適合件数							不適合率													
			0~5	6~10	11~15	16~20	21~25	26~30	31~	0~5	6~10	11~15	16~20	21~25	26~30	31~							
			調査件数							0	1	0	0	1	1	1	0	1	0	0	1	1	1
			不適合件数							0	1	0	0	1	1	1	0	1	0	0	1	1	1
不適合率 (%)							---	100	---	---	100	100	100	---	100	---	---	100	100	100			
1. 水槽周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。		---	0	---	---	0	0	0	---	0.0	---	---	0.0	0.0	0.0							
	清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。		---	0	---	---	0	0	0	---	0.0	---	---	0.0	0.0	0.0							
	水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。		---	0	---	---	0	0	0	---	0.0	---	---	0.0	0.0	0.0							
2. 水槽本体の状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。		---	0	---	---	0	0	0	---	0.0	---	---	0.0	0.0	0.0							
	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。		---	0	---	---	0	0	0	---	0.0	---	---	0.0	0.0	0.0							
	雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。		---	0	---	---	0	0	0	---	0.0	---	---	0.0	0.0	0.0							
	水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密封されていること。		---	0	---	---	0	0	0	---	0.0	---	---	0.0	0.0	0.0							
3. 水槽上部の状態	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。		---	0	---	---	0	0	0	---	0.0	---	---	0.0	0.0	0.0							
	水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。		---	0	---	---	0	0	0	---	0.0	---	---	0.0	0.0	0.0							
	水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。		---	0	---	---	0	0	0	---	0.0	---	---	0.0	0.0	0.0							
4. 水槽内部の状態	汚泥、赤さび等の沈積物、構内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等掃除が定期的に行われていることが明らかであること。		---	0	---	---	0	0	0	---	0.0	---	---	0.0	0.0	0.0							
	外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。		---	0	---	---	0	0	0	---	0.0	---	---	0.0	0.0	0.0							
	当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。		---	0	---	---	0	0	0	---	0.0	---	---	0.0	0.0	0.0							
	流入口と流出口が近接していないこと。		---	0	---	---	0	0	0	---	0.0	---	---	0.0	0.0	0.0							
	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。		---	0	---	---	0	0	0	---	0.0	---	---	0.0	0.0	0.0							
5. 水槽のマンホールの状態	ふたが防水密封型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。		---	0	---	---	0	0	0	---	0.0	---	---	0.0	0.0	0.0							
	点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。		---	0	---	---	0	0	0	---	0.0	---	---	0.0	0.0	0.0							
	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。		---	0	---	---	0	0	0	---	0.0	---	---	0.0	0.0	0.0							
6. 水槽のオーバーフロー管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。		---	0	---	---	0	0	0	---	0.0	---	---	0.0	0.0	0.0							
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。		---	0	---	---	0	0	0	---	0.0	---	---	0.0	0.0	0.0							
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。		---	0	---	---	0	0	0	---	0.0	---	---	0.0	0.0	0.0							
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。		---	0	---	---	0	0	0	---	0.0	---	---	0.0	0.0	0.0							
	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること。		---	0	---	---	0	0	0	---	0.0	---	---	0.0	0.0	0.0							
7. 水槽の通気管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。		---	0	---	---	0	0	0	---	0.0	---	---	0.0	0.0	0.0							
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。		---	0	---	---	0	0	0	---	0.0	---	---	0.0	0.0	0.0							
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。		---	0	---	---	0	0	0	---	0.0	---	---	0.0	0.0	0.0							
	通気管として十分な有効断面積を有するものであること。		---	0	---	---	0	0	0	---	0.0	---	---	0.0	0.0	0.0							
8. 水槽の水技管の状態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。		---	0	---	---	0	0	0	---	0.0	---	---	0.0	0.0	0.0							
	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流の防止に十分な距離であること。		---	0	---	---	0	0	0	---	0.0	---	---	0.0	0.0	0.0							
9. 給水管等の状態	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。		---	0	---	---	0	0	0	---	0.0	---	---	0.0	0.0	0.0							
	水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。		---	0	---	---	0	0	0	---	0.0	---	---	0.0	0.0	0.0							
10. 臭気	異常な臭気が認められないこと。		---	0	---	---	0	0	0	---	0.0	---	---	0.0	0.0	0.0							
11. 味	異常な味が認められないこと。		---	0	---	---	0	0	0	---	0.0	---	---	0.0	0.0	0.0							
12. 色	異常な色が認められないこと。		---	0	---	---	0	0	0	---	0.0	---	---	0.0	0.0	0.0							
13. 色度	五度以下であること。		---	0	---	---	0	0	0	---	0.0	---	---	0.0	0.0	0.0							
14. 濁度	二度以下であること。		---	0	---	---	0	0	0	---	0.0	---	---	0.0	0.0	0.0							
15. 残留塩素	検出されること。		---	0	---	---	0	0	0	---	0.0	---	---	0.0	0.0	0.0							

表4-(1)-10 小規模貯水槽水道受水槽（鉄筋コンクリート）

検査事項	判定基準	設置年数 調査件数	不適合件数						不適合率							
			0～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～	0～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～
			0	0	0	0	1	5	11	0	0	0	0	1	5	11
			不適合件数	0	0	0	0	1	5	8	0	0	0	0	1	5
不適合率 (%)	---	---	---	---	100	100	72.7	---	---	---	---	100	100	72.7		
1. 水槽周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。	---	---	---	---	0	0	0	---	---	---	---	0.0	0.0	0.0	
	清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。	---	---	---	---	0	0	0	---	---	---	---	0.0	0.0	0.0	
	水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	---	---	---	---	0	0	0	---	---	---	---	0.0	0.0	0.0	
2. 水槽本体の状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。	---	---	---	---	0	0	0	---	---	---	---	0.0	0.0	0.0	
	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。	---	---	---	---	0	0	1	---	---	---	---	0.0	0.0	9.1	
	雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。	---	---	---	---	0	0	0	---	---	---	---	0.0	0.0	0.0	
	水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密封されていること。	---	---	---	---	0	0	1	---	---	---	---	0.0	0.0	9.1	
3. 水槽上部の状態	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。	---	---	---	---	0	0	0	---	---	---	---	0.0	0.0	0.0	
	水槽のふたの上には他の設備機器等が置かれていないこと。	---	---	---	---	0	0	0	---	---	---	---	0.0	0.0	0.0	
	水槽の上床盤の上には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	---	---	---	---	0	0	0	---	---	---	---	0.0	0.0	0.0	
4. 水槽内部の状態	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。	---	---	---	---	0	0	0	---	---	---	---	0.0	0.0	0.0	
	掃除が定期的に行われていることが明らかであること。	---	---	---	---	0	0	0	---	---	---	---	0.0	0.0	0.0	
	外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。	---	---	---	---	0	0	0	---	---	---	---	0.0	0.0	0.0	
	当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。	---	---	---	---	0	0	0	---	---	---	---	0.0	0.0	0.0	
	流入口と流出口が近接していないこと。	---	---	---	---	0	0	0	---	---	---	---	0.0	0.0	0.0	
	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	---	---	---	---	0	0	0	---	---	---	---	0.0	0.0	0.0	
5. 水槽のマンホールの状態	ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。	---	---	---	---	0	1	3	---	---	---	---	0.0	20.0	27.3	
	点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。	---	---	---	---	0	1	0	---	---	---	---	0.0	20.0	0.0	
	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	---	---	---	---	0	1	0	---	---	---	---	0.0	20.0	0.0	
6. 水槽のオーバーフロー管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	---	---	---	---	0	0	0	---	---	---	---	0.0	0.0	0.0	
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	---	---	---	---	0	0	1	---	---	---	---	0.0	0.0	9.1	
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	---	---	---	---	0	0	1	---	---	---	---	0.0	0.0	9.1	
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	---	---	---	---	0	0	0	---	---	---	---	0.0	0.0	0.0	
	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること。	---	---	---	---	0	1	0	---	---	---	---	0.0	20.0	0.0	
7. 水槽の通気管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	---	---	---	---	0	2	1	---	---	---	---	0.0	40.0	9.1	
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	---	---	---	---	0	2	2	---	---	---	---	0.0	40.0	18.2	
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	---	---	---	---	0	1	2	---	---	---	---	0.0	20.0	18.2	
8. 水槽の水抜管の状態	通気管として十分な有効断面積を有するものであること。	---	---	---	---	0	0	0	---	---	---	---	0.0	0.0	0.0	
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	---	---	---	---	0	1	0	---	---	---	---	0.0	20.0	0.0	
9. 給水管等の状態	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること。	---	---	---	---	0	1	0	---	---	---	---	0.0	20.0	0.0	
	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。	---	---	---	---	0	0	0	---	---	---	---	0.0	0.0	0.0	
10. 臭気	水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。	---	---	---	---	0	0	0	---	---	---	---	0.0	0.0	0.0	
	異常な臭気が認められないこと。	---	---	---	---	0	0	0	---	---	---	---	0.0	0.0	0.0	
11. 味	異常な味が認められないこと。	---	---	---	---	0	0	0	---	---	---	---	0.0	0.0	0.0	
12. 色	異常な色が認められないこと。	---	---	---	---	0	0	0	---	---	---	---	0.0	0.0	0.0	
13. 色度	五度以下であること。	---	---	---	---	0	1	0	---	---	---	---	0.0	20.0	0.0	
14. 濁度	二度以下であること。	---	---	---	---	0	0	0	---	---	---	---	0.0	0.0	0.0	
15. 残留塩素	検出されること。	---	---	---	---	0	0	0	---	---	---	---	0.0	0.0	0.0	

表4(1)-11 小規模貯水槽水道高置水槽 (FRP)

検査事項	判定基準	設置年数	不適合件数							不適合率													
			0~5	6~10	11~15	16~20	21~25	26~30	31~	0~5	6~10	11~15	16~20	21~25	26~30	31~							
			調査件数							0	0	9	21	13	26	29	0	0	9	21	13	26	29
			不適合件数							0	0	6	14	6	23	22	0	0	6	14	6	23	22
不適合率 (%)							---	---	66.7	66.7	46.2	88.5	75.9	---	---	66.7	66.7	46.2	88.5	75.9			
1. 水槽周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。	---	---	0	0	0	0	0	0	---	---	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
	清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。	---	---	0	0	0	0	0	0	---	---	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
	水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	---	---	0	0	0	0	0	0	---	---	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
2. 水槽本体の状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。	---	---	0	0	0	0	0	0	---	---	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。	---	---	0	3	1	1	1	1	---	---	0.0	14.3	7.7	3.8	3.4	3.4						
	雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。	---	---	0	1	0	1	1	1	---	---	0.0	4.8	0.0	3.8	3.4	3.4						
	水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密封されていること。	---	---	0	0	0	1	0	0	---	---	0.0	0.0	0.0	3.8	0.0	0.0						
3. 水槽上部の状態	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。	---	---	0	0	1	0	0	0	---	---	0.0	0.0	7.7	0.0	0.0	0.0						
	水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。	---	---	0	0	0	0	0	0	---	---	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
	水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	---	---	0	0	0	0	0	0	---	---	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
4. 水槽内部の状態	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。	---	---	0	0	0	0	0	0	---	---	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
	掃除が定期的に行われていることが明らかであること。	---	---	0	0	0	0	0	0	---	---	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
	外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。	---	---	0	0	2	8	7	7	---	---	0.0	0.0	15.4	30.8	24.1	24.1						
	当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。	---	---	0	0	0	0	0	0	---	---	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
	流入口と流出口が近接していないこと。	---	---	0	0	0	0	0	0	---	---	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	---	---	0	0	0	0	0	0	---	---	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
5. 水槽のマンホールの状態	ふたが防水密封型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。	---	---	1	4	1	2	7	7	---	---	11.1	19.0	7.7	7.7	24.1	24.1						
	点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。	---	---	1	2	0	1	2	2	---	---	11.1	9.5	0.0	3.8	6.9	6.9						
	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	---	---	0	0	0	0	0	0	---	---	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
6. 水槽のオーバーフロー管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	---	---	1	1	0	0	0	0	---	---	11.1	4.8	0.0	0.0	0.0	0.0						
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	---	---	1	1	0	2	2	2	---	---	11.1	4.8	0.0	7.7	6.9	6.9						
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	---	---	0	0	0	2	2	2	---	---	0.0	0.0	0.0	7.7	6.9	6.9						
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	---	---	0	0	0	0	0	0	---	---	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること。	---	---	1	1	0	0	0	0	---	---	11.1	4.8	0.0	0.0	0.0	0.0						
7. 水槽の通気管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	---	---	0	1	0	0	1	1	---	---	0.0	4.8	0.0	0.0	0.0	3.4						
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	---	---	3	10	1	7	7	7	---	---	33.3	47.6	7.7	26.9	24.1	24.1						
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	---	---	3	10	1	7	7	7	---	---	33.3	47.6	7.7	26.9	24.1	24.1						
	通気管として十分な有効断面積を有するものであること。	---	---	0	0	0	0	1	1	---	---	0.0	0.0	0.0	0.0	3.4	3.4						
8. 水槽の水抜管の状態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	---	---	0	0	0	0	0	0	---	---	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	---	---	1	2	0	0	0	0	---	---	11.1	9.5	0.0	0.0	0.0	0.0						
9. 給水管等の状態	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。	---	---	0	0	0	0	0	0	---	---	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
	水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。	---	---	0	0	0	0	0	0	---	---	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
10. 臭気	異常な臭気が認められないこと。	---	---	0	0	0	0	0	0	---	---	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
11. 味	異常な味が認められないこと。	---	---	0	0	0	0	0	0	---	---	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
12. 色	異常な色が認められないこと。	---	---	0	0	0	0	0	0	---	---	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
13. 色度	五度以下であること。	---	---	0	1	0	3	1	1	---	---	0.0	4.8	0.0	11.5	3.4	3.4						
14. 濁度	二度以下であること。	---	---	0	0	0	0	0	0	---	---	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
15. 残留塩素	検出されること。	---	---	0	0	0	0	0	0	---	---	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						

表4-(1)-12 小規模貯水槽水道高置水槽（ステンレス鋼板）

検査事項	判定基準	設置年数	不適合件数							不適合率													
			0～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～	0～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～							
			調査件数							0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
			不適合件数							0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
不適合率 (%)							---	---	---	---	---	---	100	---	---	---	---	---	---	---	---	100	
1. 水槽周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。	---	---	---	---	---	0	---	---	---	---	0.0											
	清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。	---	---	---	---	---	0	---	---	---	---	0.0											
	水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	---	---	---	---	---	0	---	---	---	---	0.0											
2. 水槽本体の状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。	---	---	---	---	---	0	---	---	---	---	0.0											
	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。	---	---	---	---	---	0	---	---	---	---	0.0											
	雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。	---	---	---	---	---	0	---	---	---	---	0.0											
	水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密封されていること。	---	---	---	---	---	0	---	---	---	---	0.0											
3. 水槽上部の状態	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。	---	---	---	---	---	0	---	---	---	---	0.0											
	水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。	---	---	---	---	---	0	---	---	---	---	0.0											
	水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	---	---	---	---	---	0	---	---	---	---	0.0											
4. 水槽内部の状態	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。	---	---	---	---	---	0	---	---	---	---	0.0											
	掃除が定期的に行われていることが明らかであること。	---	---	---	---	---	0	---	---	---	---	0.0											
	外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。	---	---	---	---	---	0	---	---	---	---	0.0											
	当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。	---	---	---	---	---	0	---	---	---	---	0.0											
	流入口と流出口が近接していないこと。	---	---	---	---	---	0	---	---	---	---	0.0											
	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	---	---	---	---	---	0	---	---	---	---	0.0											
5. 水槽のマンホールの状態	ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。	---	---	---	---	---	0	---	---	---	---	0.0											
	点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。	---	---	---	---	---	0	---	---	---	---	0.0											
	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	---	---	---	---	---	0	---	---	---	---	0.0											
	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	---	---	---	---	---	0	---	---	---	---	0.0											
6. 水槽のオーバーフロー管の状態	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	---	---	---	---	---	1	---	---	---	---	50.0											
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	---	---	---	---	---	1	---	---	---	---	50.0											
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	---	---	---	---	---	0	---	---	---	---	0.0											
	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること。	---	---	---	---	---	0	---	---	---	---	0.0											
	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	---	---	---	---	---	0	---	---	---	---	0.0											
7. 水槽の通気管の状態	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	---	---	---	---	---	1	---	---	---	---	50.0											
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	---	---	---	---	---	1	---	---	---	---	50.0											
	通気管として十分な有効断面積を有するものであること。	---	---	---	---	---	0	---	---	---	---	0.0											
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	---	---	---	---	---	0	---	---	---	---	0.0											
8. 水槽の水抜管の状態	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること。	---	---	---	---	---	0	---	---	---	---	0.0											
	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。	---	---	---	---	---	0	---	---	---	---	0.0											
9. 給水管等の状態	水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。	---	---	---	---	---	0	---	---	---	---	0.0											
10. 臭気	異常な臭気が認められないこと。	---	---	---	---	---	0	---	---	---	---	0.0											
11. 味	異常な味が認められないこと。	---	---	---	---	---	0	---	---	---	---	0.0											
12. 色	異常な色が認められないこと。	---	---	---	---	---	0	---	---	---	---	0.0											
13. 色度	五度以下であること。	---	---	---	---	---	0	---	---	---	---	0.0											
14. 濁度	二度以下であること。	---	---	---	---	---	0	---	---	---	---	0.0											
15. 残留塩素	検出されること。	---	---	---	---	---	0	---	---	---	---	0.0											

ア) 検査事項：2. 水槽本体の状態

判定基準：②亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。

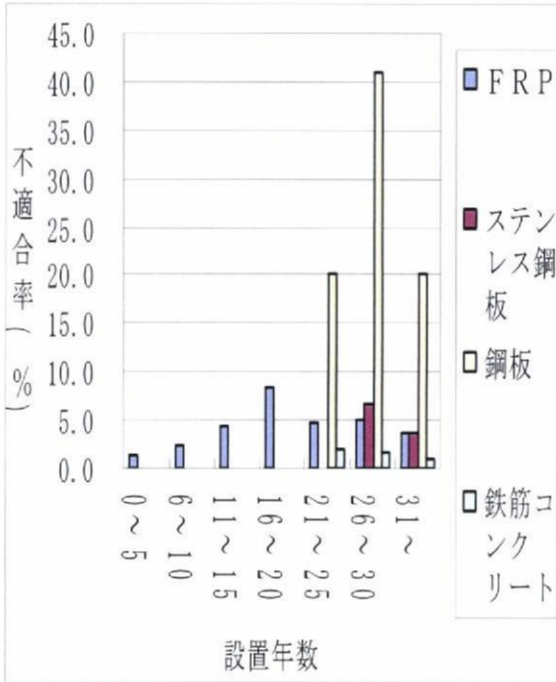


図 4-1-1 簡易専用水道（受水槽）

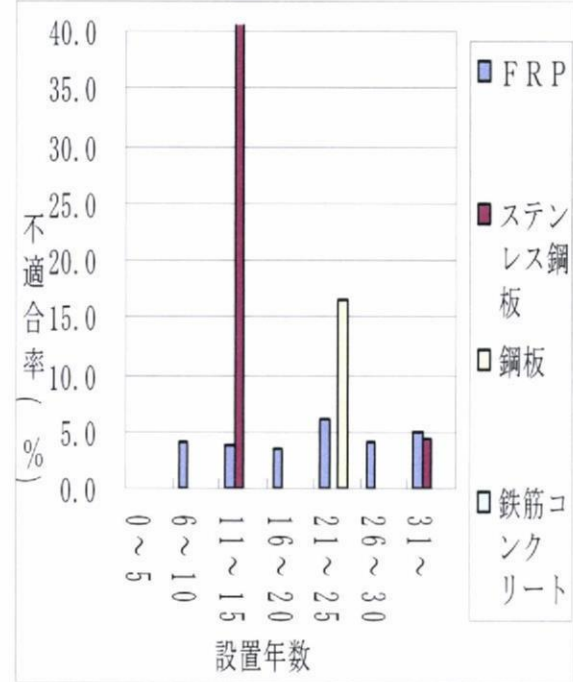


図 4-1-2 簡易専用水道（高置水槽）

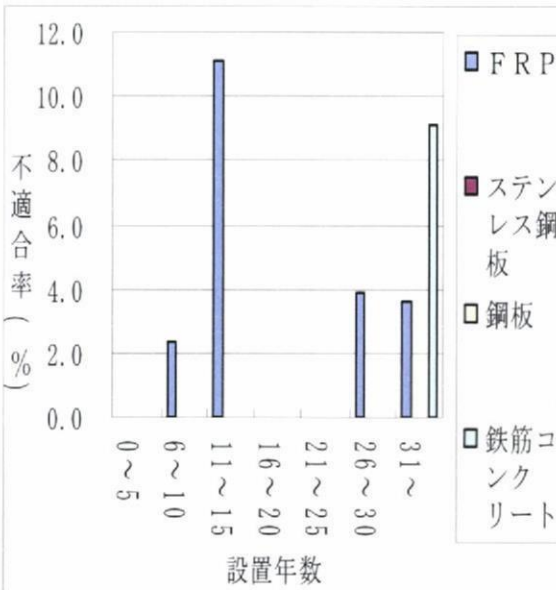


図 4-1-3 小規模貯水槽水道（受水槽）



図 4-1-4 小規模貯水槽水道（高置水槽）